

新労務単価への対応

(別添)

	新単価の適用日(令和7年3月1日)				用いる単価	通知等の該当箇所	対応
	①公告日	②入札書提出 期限日	③契約締結日	④工期開始日			
A工事	—	—	—	—	①から 新単価	—	・新労務単価で手続を開始
B工事	済	—	—	—	②から 新単価	(事務連絡1.(1))	・新労務単価で積算し直して手続を続行 (適正な見積期間を確保する観点から、入 札日を再設定する必要がある場合あり)
C工事	済	済	—	—	②まで 旧単価	通知第二(1) (事務連絡1.(2))	・(原契約締結前に新単価適用日到来) 旧労務単価で手続を続行 (旧単価で原契約締結後、契約書55条に基 づく特例措置として単価入替契約変更を行 う)
D工事	済	済	済	—	③まで 旧単価	通知第二(2) (事務連絡2.(1))	・旧労務単価で手続を続行 (契約書55条に基づく特例措置としてイン フレスライド条項の準用が可能な場合あり)
E工事	済	済	済	済	④まで 旧単価	(事務連絡2.(2))	・契約書25条6項に基づくインフレスライド条 項の適用が可能な場合あり